

論 点	東京自治制度懇談会 『議論のまとめ』『議論の整理』	特別区制度調査会 『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』
都と特別区の基本的な性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都は広域的自治体としての役割と大都市経営の担い手としての役割を併せ持つ。</li> <li>○都は、特別区の区域においては、できる限り大都市経営に専念し、大都市経営の主体として、より目的志向的な自治体に生まれ変わる必要がある。</li> <li>○特別区は基礎的自治体として住民に身近な事務を担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別区が名実共に住民に身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。</li> <li>○東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、・・・</li> <li>○「都の区」の制度廃止後の基礎自治体は、「東京〇〇市」として実現する。「東京〇〇市」は東京都から分離・独立した存在として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする（現行の都区制度を廃止）</li> </ul>
都と特別区の事務配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府県事務、市町村事務という枠組みにとらわれることなく、大都市経営に必要な事務か否かという観点から都の事務を再構築することが必要である。</li> <li>○大都市経営に関する事務とは何かを判断するに当たって、大都市経営に必要な事務か否かという必要性の観点に加えて、効率性の観点からの検討も重要である。</li> <li>○大都市経営に必要な事務及び府県の立場としてどうしても行わなければならない事務以外は、できる限り特別区に移管すべきであるが、移管によって、かえって住民の利便性の低下を招いたり、事務が非効率になるような場合には、都が事務を行うなどの配慮も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区（東京〇〇市）が引き継ぐ必要がある。</li> <li>○特別区は自分で、また必要に応じて自分たちで広域的に、都に留保されている消防、上・下水道の事務を処理する意思も能力も十分備えている。</li> </ul>
都と特別区の財源配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別区財政調整交付金に対する依存度が高まり過ぎることは、自治の観点から問題である。</li> <li>○各特別区の自主財政権を強化するため、各特別区の区税の割合を高める方向で検討することが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在都が課している市の税等のすべてを特別区が引き継ぎ、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。</li> </ul>
特別な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都区制度に関する現行の地方自治法の規定を「大都市経営」の観点から見直し、特別区の区域においては、都が大都市経営の担い手としての役割を果たすことを明確化すべきである（現行の都区制度は存置）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくため、「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。</li> <li>○特別区間には行政需要や財源の極端な偏在が現存しており、基礎自治体間の横断的な関係を構想する必要がある。この関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。</li> </ul>
特別区相互間の財政調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税財政制度については、個別の課題を対症療法的に検討するのではなく、事務配分や区域のあり方など大都市制度全体の方向性が明らかになってきた段階で、個別の課題も含めて検討することが必要である。</li> <li>（都区財政調整制度については存置を前提としている模様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京〇〇市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。</li> <li>○東京大都市地域における「基礎自治体連合」は、自ら財政調整を行うために、各「東京〇〇市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。</li> </ul>
特別区の区域の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人々の生活圏の拡大に対応して、行政サービスの受益と負担をできる限り一致させ、必要なサービスを効果的に供給していくためには、各区それぞれの取組だけでは限界があり、特別区の区域の再編を含めた見直しが必要である。</li> <li>○特別区がより広範に事務を担おうとする場合、専門性の確保や需要の確保の必要性から、規模拡大の要請が働く。</li> <li>○特別区の人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、規模の大きい特別区に比べて、行政運営が相対的に非効率にならざるを得ない面があることは否定できない。東京富裕論が一層の高まりを見せている今、行政改革推進の観点から特別区の再編は重要な課題である。</li> <li>○特別区の区域においては、税源の著しい偏在があり、都区財政調整による調整を行っているが、税源そのものの偏在は拡大する傾向にあることを踏まえれば、特別区の再編により、税源の均衡化を図ることも検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域再編を事務の移管の前提条件とする必然性は無く、むしろ、両者をセットにすることで都区間の分権改革が先送りにされる懸念が生じる。</li> <li>○まず、「平成12年改革」による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが順当な道筋である。</li> <li>○「基礎自治体連合」は一般制度であるので、23の「東京〇〇市」の場合だけではなく、複数の「東京〇〇市」が必要に応じて活用することにより、区域再編と同等の効果を期待することもできる。</li> </ul>
道州制への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首都圏における道州は、少なくとも、一都三県を包含する範囲でなければならない。</li> <li>○道州制が導入された場合、特別区又は特別区とその周辺区域が、一つの基礎的自治体となって大都市経営を担う途も、選択肢の一つとして検討を進めていくことが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮に道州制の導入ということになれば、東京都が現行のように市の機能を内包したまま、「州」になるとは考えにくい。</li> <li>○したがって、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度であると考えられる。</li> </ul>